

改葬許可申請書の必要書類チェックリスト

1. 改葬許可が要る場面か 当てはまる場合に✓

「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移すこと、または埋蔵・収蔵した焼骨を他の墳墓・納骨堂に移すことです(墓地、埋葬等に関する法律 第2条第3項)。改葬を行おうとする人は、市区町村長の許可を受けなければなりません(同法第5条第1項)。

✓	場面	改葬許可	根拠・自治体の案内
☐	お墓・納骨堂に納めた遺骨を、別のお墓・納骨堂へ移す(墓じまいで遺骨を移すときも)	改葬許可が要る	墓地、埋葬等に関する法律 第2条第3項・第5条第1項
☐	同じ墓地(霊園)の中の別の区画や永代供養墓へ移す	改葬許可が要る	名古屋市「墓地内における遺骨の移動の場合も改葬」・八王子市も手続きが必要と案内
☐	火葬のあと自宅に置いていた遺骨を、はじめてお墓・納骨堂に納める	改葬にあたらな	八王子市・福岡市。火葬のときの「埋火葬許可証」を納骨先に出します(福岡市)
☐	遺骨の一部を分けて、別のお墓・納骨堂に納める(分骨)	改葬にあたらな	八王子市・広島市。分骨の証明書を使います(2ページ目の「分骨の場合」)
☐	お墓から取り出し、移す先を決めずに自宅へ引き取る	改葬にあたらな(あとで納骨するときは改葬許可が要る)	八王子市・札幌市。札幌市は、埋蔵・収蔵証明書をもらって遺骨と一緒に保管しておくのが望ましいとしています
☐	お墓から取り出して散骨する	市区町村で取り扱いが違	東京都保健医療局「区市町村により取扱いが異なります」。いまのお墓がある市区町村に確認します

2. 申請先・申請者・様式

確かめたら✓、市区町村名や日付はメモ欄へ。

✓	項目	法令・自治体の案内	メモ
☐	申請先	遺骨がいまある場所の市区町村(いまのお墓・納骨堂がある市区町村) 法第5条第2項「死体又は焼骨の現に存する地の市町村長」。新しい納骨先の市区町村ではありません	市区町村名・担当課:
☐	申請者	改葬を行おうとする人(法第5条第1項)。大阪市・名古屋市・八王子市などは、いまの墓地の使用者(名義人)を申請者と案内 武蔵野市は「新しい墓地の使用者が申請」と案内するなど、市区町村で違います。使用者が亡くなっているときは名義変更が必要な場合があります(八王子市)	申請する人:
☐	様式	いまのお墓がある市区町村の改葬許可申請書と記入例を使う 様式・申請方法は市区町村ごとに違います(佐世保市・鹿児島市)。様式は市区町村の公式ページや窓口で入手します	入手した日:

3. 改葬許可申請書の記載事項 施行規則第2条第1項(条文の表記のまま)

様式の項目の並びや名前は市区町村で違いますが、書く内容はこの7つです。遺骨ごとに、調べた内容をメモ欄に控えておくとう記入が楽になります。

✓	#	記載事項	メモ(調べた内容・どこで確かめたか)
☐	1	死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名並びに死児の性別)	
☐	2	死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)	
☐	3	埋葬又は火葬の場所	
☐	4	埋葬又は火葬の年月日	
☐	5	改葬の理由	
☐	6	改葬の場所	
☐	7	申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係(死産の場合は、申請者の住所、氏名及び墓地使用者等との関係)	

記入のときの注意(自治体の記入例・案内から)

- 死亡者の本籍・住所・死亡年月日・火葬日は、戸籍や過去帳などで確かめます(佐世保市)。本籍・住所は死亡した当時のもの、氏名が分からなければ戒名でもよい(名古屋市の記入例)。
- 分からない項目は空欄にせず、福岡市は「不明」、名古屋市は「不詳」と書きます。続柄の向きも、名古屋市は死亡者から見た申請者、福岡市は申請者から見た続柄と逆なので、申請先の記入例に合わせます。
- 日中に連絡がつく電話番号を書き(横浜市・名古屋市・八王子市)、ボールペンで書きます。消えるペンや鉛筆は使いません(八王子市)。

改葬許可申請書の必要書類チェックリスト

添付書類のチェック・申請の注意・分骨の場合

4. 添付書類(法令で決まっているもの) 施行規則第2条第2項

申請書には次の書類を添付しなければなりません。終わったら✓、受け取った日などはメモ欄へ。

✓	書類	条文(施行規則)	メモ(依頼先・受取日)
☐	改葬許可申請書(遺骨の数・改葬先の数に注意) いまのお墓がある市区町村の様式。記載事項は1ページ目の7項目	第2条第1項	
☐	埋蔵(収蔵)の事実を証する書面=いまの墓地・納骨堂の管理者が作る 法令の名称は「埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面」。呼び方は、埋蔵証明(横浜市・八王子市)、埋蔵(収蔵)証明書(札幌市)、納骨証明書(大阪市平野区)など。申請書の証明欄に管理者が記入するのが通常(横浜市)。発行に手数料が必要な場合があります(横浜市)	第2条第2項第1号	
☐	改葬についての承諾書(申請者が墓地使用者等でないとき) 墓地使用者等の承諾書、またはこれに対抗できる裁判の謄本など。申請書の承諾欄に署名してもらう市(八王子市・福岡市)もあります	第2条第2項第2号	
☐	その他、市区町村長が特に必要と認める書類 下の表のように、市区町村ごとに違います	第2条第2項第3号	

5. 市区町村が求めることがある書類 申請先の案内で要るものだけ✓

法令に名前の無い書類です。求めるかどうか・原本が写しかは、いまのお墓がある市区町村の案内で確かめます。

✓	書類・自治体の案内の例	メモ(要る／要らない・原本が写しか)
☐	新しい納骨先の受入れを証する書類(受入証明書・使用許可証・契約書など) 大阪市・八王子市・武蔵野市・越前市・札幌市などが案内。「受入証明書」は法令に名前の無い書類で、使用許可証や契約書(の写し)で代えられるか、原本が写しかは市区町村で違います。横浜市の「手続きに必要なもの」には載っていません	
☐	委任状 代理人が手続きするとき(大阪市平野区・名古屋市・福岡市など)	
☐	本人確認書類 運転免許証・マイナンバーカードなど(大阪市・広島市など)	
☐	死亡の記載がある除籍謄本 武蔵野市が案内(本籍地が武蔵野市なら不要)	
☐	返信用封筒(切手を貼ったもの) 郵送で申請・受け取りをするとき(横浜市・名古屋市・八王子市など)。武蔵野市は郵送の申請を受け付けていません	

申請の注意

- 申請書の枚数は市区町村で違います。名古屋市は遺骨1体につき1通、大阪市都島区は1人につき1枚、武蔵野市は1体につき1枚(2体以上は別紙も)。八王子市は2体以上なら続紙、福岡市は別表にすべての遺骨を書いて2部出します。
- 改葬先が2か所以上なら改葬先ごとに、土葬骨と火葬骨が混じるなら分けて申請します(八王子市)。
- 改葬許可の手数料の有無・額は市区町村で違います。申請先の公式ページで確かめます。
- 改葬許可証は即日交付できない場合があります(福岡市・名古屋市。武蔵野市は原則後日)。
- 遺骨を取り出すときは改葬許可証を管理者に見せるだけで渡さず、新しい納骨先の管理者に出します(横浜市・福岡市・鹿児島市)。
- 八王子市は、改葬許可証に原則として有効期限はないものの墓地管理者が期限を定めている場合があること、なくすと申請を一からやり直す場合があることを案内しています。

6. 分骨の場合 改葬許可ではなく、分骨の証明書を使う

墓地等の管理者は、分骨を他の墓地等に納めようとする人から請求があれば、埋蔵・収蔵の事実を証する書類を交付しなければならず、分骨を納める人はその書類を納骨先の管理者に出します(施行規則第5条。火葬場の管理者も同じ)。法令の名前は「分骨証明書」ではなく、呼び方は市区町村で違います。

✓	場面	証明書をもらう先・出す先
☐	火葬のときに分骨する	火葬場(火葬の際に窓口で申し出る) 広島市は「分骨証明書」、鹿児島市は「火葬証明書」と呼びます
☐	すでにお墓・納骨堂に納めた遺骨を分骨する	いまのお墓・納骨堂の管理者 広島市「分骨証明書(又は分骨であることを証する埋蔵証明書もしくは収蔵証明書)」。市役所の手続きではありません(八王子市)
☐	分骨を新しい納骨先に納める	新しい納骨先の管理者に証明書を出す 施行規則第5条第2項。広島市・佐世保市・鹿児島市も同じ案内です

このチェックリストについて

施行規則の記載事項・添付書類に、市区町村の案内を例として添えた一般的なチェックリストです。様式・必要書類・手数料・郵送の可否は市区町村ごとに違います。手続きは、いまのお墓がある市区町村と墓地の管理者に確認し、個別の判断に迷うときは市区町村の窓口や専門家に相談してください。

出典(2026年10月4日確認): 墓地、埋葬等に関する法律 第2条・第5条・第8条・第14条・第21条／同法施行規則 第2条・第5条(e-Gov法令検索)／厚生労働省「墓地・埋葬等に関する法律の概要」／横浜市・八王子市・名古屋市・大阪市平野区・大阪市都島区・札幌市・福岡市・越前市・武蔵野市・広島市・佐世保市・鹿児島市の改葬・分骨の案内／東京都保健医療局「散骨に関する留意事項」

発行: 生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/hakajimai/kaisou-kyoka 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的なチェックリストです。申請書の様式・必要書類・手数料は市区町村ごとに違います。手続きは、いまのお墓がある市区町村と墓地の管理者に確認してください。個別の判断は専門家に相談してください。